

**令和元年度 筑波山・霞ヶ浦広域エリア観光連携促進事業
「アウトドアをもっと楽しむ 食の土産品・地元グルメ開発等企画提案」募集要領**

1. 趣 旨

地域の創意・工夫による地域の食資源を活かした「地域ならではの土産品・グルメの開発・改良プラン」を公募し、選定されたプランに対し補助金を交付することにより、食をテーマとした新たな魅力の創出や稼げる観光地域づくりを促進する。

2. 募集概要

(1) 部門・テーマ

部 門		テ ー マ	
A 部 門	アウトドアを 楽しむための 新商品・ 新グルメ開発	A-①	ワンハンドグルメ開発 筑波山・霞ヶ浦エリアにサイクリング、クライミング、フィッシングなどに来た人たちが、片手でも手軽に食べられる新たなグルメ商品の開発 [条 件] 地元食材使用、販売価格 1,000 円以下 [補助上限額] 100 万円 (補助率 10/10) [採択予定プラン数] 1 プラン
		A-②	自由 (フリー) アクティビティとのコラボやアウトドアに来た人たちが購入したくなる新たな食の土産品やグルメ商品の開発 [条 件] 地元食材使用 [補助上限額] 100 万円 (補助率 10/10) [採択予定プラン数] 1 プラン
B 部 門	アウトドア層向け 既存商品のパッケージ デザイン再設計	パッケージのブラッシュアップ 筑波山・霞ヶ浦エリアに来るアウトドア層に向けて販売方法などを改善・変更するために、パッケージのデザインを改良したい既存商品 [補助上限額] 50 万円 (補助率 10/10) [採択予定品数] 4 品	

(2) 応募資格

筑波山・霞ヶ浦に隣接する 12 市町村 (※) に主たる事業所を有する事業者、団体、グループ等 (法人化しているか否かは問いません)

※土浦市、石岡市、つくば市、潮来市、筑西市、稲敷市、かすみがうら市、桜川市、行方市、小美玉市、美浦村、阿見町

(3) 募集期間

令和元年 8 月 23 日 (金) ~ 令和元年 9 月 27 日 (金) 17 時必着

(4) 採択プラン決定時期

A 部門：令和元年 10 月下旬頃

B 部門：令和元年 10 月中旬頃

3. 応募部門ごとの募集内容等

【A部門：アウトドアを楽しむための 新商品・新グルメ開発】

A-① ワンハンドグルメ開発

A-② 自由（フリー）

(1) 募集内容

- 1) 次年度（令和2年度）以降の筑波山・霞ヶ浦エリア等での販売開始に向けた、新たな食の土産品・地元グルメ開発プランを募集します。
- 2) 募集するプランは、「A-①ワンハンドグルメ開発」または「A-②自由（フリー）」の2部門よりお選びください。

A-① ワンハンドグルメ開発：

筑波山・霞ヶ浦エリアにサイクリング，クライミング，フィッシングなどに来た人たちが，片手でも手軽に食べられる新たなグルメ商品の開発プラン

A-② 自由（フリー）：

アクティビティとのコラボやアウトドアに来た人たちが購入したくなる新たな食の土産品やグルメ商品の開発プラン

<例>登山客向けの新たな行動食の開発，アクティビティ体験に基づく商品開発（山頂カフェ・グルメ体験），アクティブ層を狙った霞ヶ浦エリア発「食」の開発 など

(2) 募集条件

- 1) 筑波山・霞ヶ浦に隣接する12市町村（※）にて製造または販売するプランであること
※土浦市，石岡市，つくば市，潮来市，筑西市，稲敷市，かすみがうら市，桜川市，行方市，小美玉市，美浦村，阿見町
- 2) 観光入込の増加，観光関連産業の振興・雇用創出等，一定の地域活性化の効果が期待できるプランであること
- 3) 12市町村で産出等される地元ゆかりの食材を使用したプランであること
- 4) 関係法令等に反しないプランであること
- 5) 新たな観光資源（ストーリー性があるもの，地域特有のものなど）の発掘，地域主体の特産品開発等のプランであること
- 6) 令和2年2月下旬までに完了するプランであること
- 7) 成果報告会（令和2年3月実施予定）において開発した商品並びに具体的な販売計画に関する発表を行うこと
- 8) 他の補助金の交付対象となっていない事業及び昨年度の土産品・グルメ開発事業で補助対象となっていないプランであること

(3) 補助内容

選定数	1プランあたり補助上限額	補助率	補助期間
2プラン	100万円	100%	令和2年3月31日まで

※最終的にA-①，A-②よりそれぞれ1プランずつ選定する予定です。

※補助対象事業費が100万円未満の場合は，その額が補助額となります。

※補助額は，補助対象事業費の範囲内となります。(※4. 補助対象経費参照)

※同じ申請者でも別の商品であれば，B部門との重複応募は可能です。

※補助金交付時期は，成果報告会（令和2年3月予定）終了後を予定しています。

(4) 選定方法等

1) 審査は，選定委員による一次審査（書面審査）と，二次審査（公開プレゼンテーション）の2段階で行います。

なお，選定においては，開発商品の「売り」と「ストーリー性」（誰がどんなシーンで食べるのか，それが地域にどのような価値をもたらすのか）を重視した審査を行う予定です。

① 一次審査（書類審査）

- ・応募申請書に基づき，「新商品・新グルメ開発」のプランは5件程度を選定する予定です（申請内容について，必要に応じてヒアリング等を行うことがあります）。
- ・応募数が上記選定予定数を下回った場合でも，審査の結果著しく評価が低いプランは選定しません。
- ・選定結果は，応募申請書記載の住所に郵送により通知するとともに，以下のホームページに掲載する予定です。(令和元年10月11日(金)HP掲載予定)
 - * 「Mount Tsukuba」ホームページ：<https://mount-tsukuba.com/>
 - * 茨城県観光物産課ホームページ：
<http://www.pref.ibaraki.jp/shokorodo/kanbutsu/kikaku/index.html>

② 二次審査（公開プレゼンテーション）

- ・一次審査を通過したプランについて，公の場でプレゼンテーションを行っていただき，最終選定します（欠席した場合は，選定対象から除外されます）。
[日時] 令和元年10月28日（月）予定 ※各申請者への時間割り当てあり
[場所] つくば市内
※場所・時間の詳細は，一次審査選定結果の通知にてお伝えします。
- ・審査は，外部有識者等で構成する選定委員会が行います。
- ・審査項目は下記①～⑧のとおりとし，合計得点上位のプランから順に選定します。

【審査項目】

① 事業趣旨の理解	<ul style="list-style-type: none"> ・筑波山・霞ヶ浦エリアの地域ブランディングに資する商品またはグルメ品の企画提案であるか。 ・A-①の場合、テーマに沿ったグルメ商品であるか。
② 連携力	<ul style="list-style-type: none"> ・地域の様々な団体との連携が図られているか。
③ 地域貢献	<ul style="list-style-type: none"> ・地域にとって役立つ取り組みか。 ・地域の課題やニーズに対応しているか。
④ 熱意	<ul style="list-style-type: none"> ・新商品・グルメ品開発への取り組みに意欲があるか、積極的な協力姿勢があるか。 ・地域の観光振興への意欲があるか。
⑤ 市場性	<ul style="list-style-type: none"> ・土産品の場合、軽い、小さい、小分けしやすいなど、携行性があるか。 ・土産品の場合、賞味期間が長い（目安2週間以上）、販売しやすい（原則として常温品）。 ・価格的にお得感、値頃感がある商品・グルメ品であるか。 <p>※審査ではターゲット、シーン、価格等を総合的に判断します。</p>
⑥ おいしさ	<ul style="list-style-type: none"> ・おいしさを実感し、人に勧めたくなる商品・グルメ品か。
⑦ 能力	<ul style="list-style-type: none"> ・「商品・グルメ品のPR方法」、「どこでどのように販売すれば効果があるか」が具体的に示されているか。 ・事務、会計等の能力があるか。事業を実施できる組織体制か。
⑧ 独創性	<ul style="list-style-type: none"> ・地域ならではの創意工夫はあるか。地域資源を活かしたものか。

【B部門：アウトドア層向け 既存商品のパッケージデザイン再設計】

パッケージのブラッシュアップ ※パッケージデザインを改良したい既存商品

(1) 募集内容

- 1) 筑波山・霞ヶ浦エリアに来るアウトドア・アクティブ層に向けて、販売方法などを改善・変更するために、パッケージのデザインを改良したい土産品を募集します。

〈例〉土産品を持ち帰りやすくするために、外箱を小さくしたい

筑波山を連想させるパッケージデザインに変更したい など

- 2) 土産品は、既に一般向けに販売実績のある商品や開発中の商品を含め、幅広く募集します。
- 3) 一つの事業者、団体、グループで応募できる土産品の数は1品です。(同一の土産品であって味が異なる場合も1品としてカウントします。)
- 4) 改良したパッケージには「筑波山・霞ヶ浦地域」の土産品と分かるような言葉(つくば、筑波山、Mt. Tsukuba、かすみがうら、霞ヶ浦、筑波山地域ジオパークなど)またはイラスト等を取り入れていただきます。

※なお、パッケージのブラッシュアップにあたり、事務局でデザイナーを紹介することも可能です。

- 5) 審査で選定された土産品は、「筑波山・霞ヶ浦広域エリア観光連携促進事業」の一環として実施する、アウトドア・アクティブ層向けのモニターツアー(注1)及びテストマーケティング(注2)への参加を必須とします。

(注1) 令和元年11月に宿泊・日帰りを含め4回程度実施予定。催行人数は各10名～20名程度を想定。

(注2) ツアー参加者に対して土産品を提供し、アンケート調査を実施します。なお、アンケートの結果は、原則として補助対象者に個別にお伝えします。

- 6) 審査で土産品が選定された場合には、表彰式及び土産品発表会に出席していただきます。

[日時] 令和元年10月28日(月) 予定

[場所] つくば市内

※A部門の二次審査と同じ日・同じ会場になります。

※場所・時間の詳細は、審査選定結果の通知にてお伝えします。

〈モニターツアーでの土産品の提供について〉

- 土産品を合計100セット用意していただきます。用意していただいた土産品は、試食用及び土産用としてモニターツアー参加者に提供します。
- モニターツアー用にご提供いただく土産品の包装・パッケージには、「筑波山・霞ヶ浦広域エリア観光連携促進事業」の統一コンセプト「Share the trail」のビジュアルアイデンティティ(シンボルマーク)の付与をお願いいたします。

- ビジュアルアイデンティティの画像データは、事務局より各補助対象者に無償で提供いたします。



「Share the trail」のビジュアルアイデンティティ（シンボルマーク）

- 包装、パッケージへのビジュアルアイデンティティの付与方法は、各補助対象者のアイデアにお任せいたしますが、ご要望に応じて、事務局にて以下を準備します。
- ① 自社の梱包へ貼付する「Mount Tsukuba」ステッカーまたはシール
 - ② 「Share the Trail」オリジナルバック（一定数以上のご要望があった場合に、事務局にて製作します）
- ※ステッカーまたはシールの購入費及びオリジナルバックの製作費は、補助対象者のご負担になります。

（２）募集条件

- 1) 筑波山・霞ヶ浦に隣接する12市町村（※）にて製造または販売されている土産品であること
※土浦市、石岡市、つくば市、潮来市、筑西市、稲敷市、かすみがうら市、桜川市、行方市、小美玉市、美浦村、阿見町
- 2) 観光入込の増加、観光関連産業の振興・雇用創出等、一定の地域活性化の効果が期待できる土産品であること
- 3) 12市町村で産出等される地元ゆかりの食材を使用した土産品であること
- 4) 関係法令等に反しない土産品であること
- 5) 携行性（軽い、小さい、小分けしやすい、かさばらないなど）や保存性（常温で保存可能、賞味期限が2週間程度あることなど）を備えた土産品であること
- 6) モニターツアー（令和元年11月実施予定）に参加し、ツアー参加者に試食用及びお土産用として必要数（計100セット）の土産品を提供できること
- 7) 令和2年2月下旬までにパッケージのブラッシュアップが完了すること
- 8) 成果報告会（令和2年3月実施予定）において、モニターツアー参加者の意見などを参考にパッケージを改良した商品並びに今後の具体的な販売計画に関する発表を行うこと
- 9) 他の補助金の交付対象となっていない土産品であること

(3) 補助内容

選定数	1商品あたり補助上限額	補助率	補助期間
4品予定	50万円	100%	令和2年3月31日まで

※選定数は、補助対象となる申請者が申請した補助額に基づき決定します。

※補助対象事業費が50万円未満の場合は、その額が補助額となります。

※補助額は、補助対象事業費の範囲内となります。(※4. 補助対象経費参照)

※A部門との重複応募は可能です。

※補助金交付時期は成果報告会(令和2年3月予定)終了後を予定しています。

※補助金交付の他、パッケージのデザインをするデザイナーとのマッチングも支援します。

(4) 選定方法等

- 1) 審査は、外部有識者等で構成する選定委員により令和元年10月上旬に実施し、審査結果は申請者に個別に通知いたします。なお、選定においては、土産品の「市場性」とパッケージのブラッシュアップにより期待できる「売上効果」に重視した審査を行う予定です。
- 2) 応募申請書に基づき、土産品は申請額に応じて4品程度を選定する予定です。応募数が上記選定予定数を下回った場合でも、審査の結果著しく評価が低い土産品は選定しません。
- 3) 土産品のサンプルを1セット程度ご提供ください。(提供方法は「5. 審査方法(2) 申請方法」をご参照ください。)
- 4) 申請内容について、必要に応じヒアリング等を行うことがあります。
- 5) 選定結果は、応募申請書記載の住所に郵送により通知するとともに、以下のホームページに掲載する予定です。(令和元年10月11日(金)HP掲載予定)
 - * 「Mount Tsukuba」ホームページ：<https://mount-tsukuba.com/>
 - * 茨城県観光物産課ホームページ：
<http://www.pref.ibaraki.jp/shokorodo/kanbutsu/kikaku/index.html>
- 6) 審査項目は下記①～⑥のとおりとし、合計得点上位の土産品から順に選定します。

【審査項目】

① 事業趣旨の理解	<ul style="list-style-type: none">・筑波山・霞ヶ浦エリアの地域ブランディングに資する土産品であるか。・アウトドア・アクティブ層をターゲットとした土産品であるか。
② 熱意	<ul style="list-style-type: none">・パッケージのブラッシュアップに意欲があるか，事業に対する積極的な協力姿勢があるか。・地域の観光振興への意欲があるか。
③ 市場性	<ul style="list-style-type: none">・軽い，小さい，小分けしやすいなど，携行性があるか。・賞味期間が長い（目安2週間以上），販売しやすい（原則として常温品）。・価格的にお得感，値頃感がある土産品であるか。
④ おいしさ	<ul style="list-style-type: none">・おいしさを実感し，人に勧めたくなる土産品か。
⑤ 能力	<ul style="list-style-type: none">・事務，会計等の能力があるか。令和2年2月下旬までにパッケージのブラッシュアップを完了できる組織体制か。
⑥ 独創性	<ul style="list-style-type: none">・地域ならではの創意工夫はあるか。地域資源を活かした土産品か。

4. 補助対象経費（A・B部門共通）

1) 次の経費は補助対象となりません。

- ・補助対象者の経常的な管理運営費
- ・補助対象者が自ら使用する飲食費
- ・土地の購入に要する経費，補償費
- ・その他，地域活性化に係る事業に適さないと認められる経費

2) 消費税相当分は補助対象とはなりません。

5. 申請方法（A・B部門共通）

（1）申請対象者

筑波山・霞ヶ浦に隣接する12市町村に主たる事業所を有する事業者，団体，グループ等（法人化しているか否かは問いません）

[具体例] 商工会，商工会議所，前記団体の青年部・女性部・有志グループ

まちづくり会社，NPO法人，商店街，商店振興組合，事業協同組合 など

(2) 申請方法

- 1) 別紙「令和元年度 筑波山・霞ヶ浦広域エリア観光連携促進事業 アウトドアをもっと楽しむ 食の土産品・地元グルメ開発等企画提案 応募申請書」1部を(株)常陽産業研究所(業務委託先)まで郵送または持参により提出してください(参考資料がある場合には、参考資料についても1部提出してください)。

【申請書の提出先】

〒310-0011

茨城県水戸市三の丸1-5-18 (株)常陽産業研究所 地域研究部 宛て

- 2) B部門に応募する場合は、土産品のサンプル(1セット程度)を下記の通り郵送または持参してください。

郵送の場合：令和元年10月7日(月)日付指定で(株)ターバンに郵送

持参の場合：令和元年10月7日(月)に直接(株)ターバンに持参

【土産品サンプルの郵送・持込先】

〒305-0035

茨城県つくば市松代2-10-3 中山ビル1階 (株)ターバン

(電話：029-886-9198)

※応募申請書の提出先とは異なりますので、ご注意ください。

※土産品を梱包した箱などには「土産品サンプル」等記入し、B部門に応募する土産品のサンプルであることが分かるようにしてください。

※土産品サンプルは必ず10月7日(月)に(株)ターバンに着くようお願いします。(10月7日より前に郵送又は持参していただいても土産品を受け取れない可能性があります。)

※上記の方法が困難な場合には、事務局までご相談ください。

(3) 募集期間

令和元年8月23日(金)～令和元年9月27日(金) 17時必着

(4) その他

選定された開発商品及び土産品につきまして、事務局において、協力関係にある筑波山・霞ヶ浦エリアの土産品店・飲食店等での販売に向け、マッチング等の協力・支援を行います。

6. 補助対象者の責務等（A・B部門共通）

（1）法令及び規則等の遵守

- ・補助対象者は、「茨城県補助金等交付規則」（茨城県規則第 67 号）及びその他プラン実施にあたって関係する法令等を遵守してください。
- ・申請者が以下の事項に該当したときは欠格として、審査（選定後は補助）の対象から除外します。
 - ① 提出書類の必要事項に記載がないとき又は必要な書類が提出されないとき
 - ② 提出書類に虚偽の記載があったとき
 - ③ 申請者や団体及びプラン内容について、法令等に反することが認められるとき
 - ④ 申請者や団体及びプラン内容について、「茨城県補助金等交付規則」（茨城県規則第 67 号）に反することが認められるとき
 - ⑤ その他不適切な行為があったと認められるとき

（2）報告及び調査への協力

補助対象者は、以下の調査及び報告へのご協力をお願いいたします。

- ① プラン選定委員等の現地訪問による進捗（フォローアップ）調査
- ② 成果報告会でのプレゼンテーション
- ③ その他（プラン効果測定のためのアンケート調査など）

7. 応募申請書の提出・お問合せ（A・B部門共通）

本事業の実施は（株）常陽産業研究所に委託しているため、応募申請書のご提出及び応募に関するご質問につきましては、下記までお願いいたします。

株式会社常陽産業研究所 地域研究部（担当：荒澤）

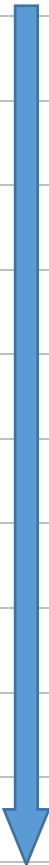
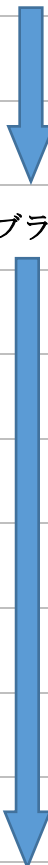
〒310-0011 茨城県水戸市三の丸 1-5-18

電 話：029-233-6734 F A X：029-233-6724

E-Mail：jir-arasawa@joyonet.co.jp

※委託元 茨城県営業戦略部観光物産課 電 話：（直通）029-301-3617

《参考》 スケジュール

日 程	A 部門	B 部門	
令和元年 9月下旬	応募締め切り【9月27日（金）】		
10月上旬	一次審査	審査会	
中旬	審査結果 申請者への通知およびHPへの公表		
下旬	二次審査 【10月28日（月）】	表彰式・土産品発表会 【10月28日（月）】	
11月上旬	商品開発	モニターツアー (テストマーケティングの実施)	
中旬			
下旬			
12月上旬			パッケージのブラッシュアップ
中旬			
下旬			
令和2年 1月上旬			
中旬			
下旬			
2月上旬			
中旬			
下旬	商品完成	パッケージのブラッシュアップ完 成	
3月上旬	成果報告会		
中旬	補助金の交付		
下旬			